

公共工事の前払金の限度額撤廃について

1 改正内容

市発注公共工事における前金払の限度額を下記のとおり撤廃します。

対象	種別	変更前	変更後
1件の請負代金の額が300万円以上の公共工事 ^(※1)	建設工事	請負金額の10分の4以内 限度額1億円	請負金額の10分の4以内 限度額 <u>なし</u>
	土木建築に関する設計、調査、工事の用に供することを目的とする機械類の製造、測量	委託料の10分の3以内 限度額1億円	委託料の10分の3以内 限度額 <u>なし</u>

(※1) 公共工事とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事をいう。

2 適用時期

平成30年4月1日以降に契約を締結する公共工事等から適用します。

問い合わせ先
真岡市総務部総務課
契約検査係
TEL：83-8145